

動物の愛護及び管理に関する条例について

食品・生活衛生課

条例制定の経過

- 動物の愛護及び管理に関する施策については、動物の愛護及び管理に関する法律、飼犬管理条例及び関係通知等に基づき、指導等を行ってきた。
- しかしながら、平成 18 年に発生した犬の不適切な多頭飼養事案など、従来の行政指導では解決が困難な問題が発生している。
- こうした事案を解決し、問題を未然に防止するためには、動物の飼い主が遵守すべき事項等を明確にした上で、立入検査や措置命令など、行政が権限を持って指導等を進めることが有効であることから、長野県動物愛護管理推進計画検討会議における検討を経て、条例を制定した。

条例制定の目的・施行期日等

条例制定の目的

動物の愛護管理に関する必要な事項を定めることにより、動物の健康と安全を保持し、動物による人の生命等への侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とする。

施行期日

平成 21 年 10 月 1 日

飼犬管理条例の廃止・事務の移譲

この条例の施行に伴い、飼犬管理条例を廃止する。また、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正し、この条例に規定する事務を長野市に移譲する。

条例の構成

- 目的（第 1 条）
- 定義（第 2 条）

《動物の愛護及び管理に関する法律第 9 条の規定に基づき県が行う指導等》

- 遵守事項に違反した者に対する措置命令（第 20 条）
- 報告の徴収及び立入検査（第 21 条）

《その他、動物の愛護及び管理に必要な事項》

- 関係者の責務（第 3 条－第 5 条）
- 飼い主の遵守事項等（第 6 条、第 8 条）
- 多頭飼養の届出（第 9 条、第 10 条）
- 動物の引取り、譲渡等（第 11 条－第 16 条）
- 緊急時の措置（第 17 条－第 19 条）
- 罰則（第 25 条－第 29 条）

《飼犬管理条例等から移行し規定した事項》

- 犬の飼い主の遵守事項（第 7 条）
- 野犬の捕獲等（第 12 条、第 16 条）

動物の愛護及び管理に関する条例の概要

目 的

動物の健康と安全を保持し、動物による人の生命等への侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とします。

対象動物

この条例において対象としている動物は、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものです。

関係者の責務

動物の飼い主は、動物を適正に飼養することにより、①動物の健康と安全を保持し、②動物による人の生命等への侵害を防止し、③動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければなりません。また、県及び県民の責務についても規定しました。

飼い主の遵守事項等

飼い主は、動物を適正に飼養するために、適正にえさ及び水を与えること、公共の場所を汚損させないことや異常な鳴き声等により人に迷惑をかけないようにしなければなりません。

また、犬の飼い主は、犬を係留して飼うこととし、ねこの飼い主は、ねこの屋内飼養に努めることを定めました。

多頭飼養の届出

犬、ねこの飼い主は、飼養する犬、ねこの数が 10（合算した場合を含む。）に達したときは、知事に届け出なければなりません。

動物の引取り、收容等

知事が犬又はねこを引き取るときは、飼養できない理由を確認し、必要な助言指導を行います。

また、引き取った犬、ねこ等の譲渡を進めます。

緊急時の措置

特定動物（くまや毒へびなどの危険な動物）が逸走したとき、飼い主は知事に通報し、必要な措置を講じなければなりません。

また、特定動物が人等に危害を加えたときや飼い犬が人をかんだときは、飼い主は直ちに知事に届け出なければなりません。

措置命令

知事は、飼い主が遵守事項に違反した場合であって、人の生命等への侵害防止のため必要なときは、その飼い主に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

立入検査等

知事は、獣医師等専門的知識を有する動物愛護管理員を置き、必要に応じて動物の飼養施設へ立入検査を行います。

罰 則

- ・措置命令に違反した者 : 30 万円以下の罰金
- ・立入検査を拒んだ者など : 20 万円以下の罰金
- ・事故発生時の届出をしなかった者など : 5 万円以下の罰金
- ・多頭飼養の届出をしなかった者など : 5 万円以下の過料